

報告第13号

監査結果報告について

地方自治法第98条第2項の規定により請求した監査の結果報告は、次のとおりである。

令和8年2月10日 提出

四條畷市議会議長 藤本 美佐子

# 監查結果報告書

四條畷市監査委員

監 瞥 第 2 1 7 号

令和 8 年 1 月 2 6 日

写

四條畷市監査委員 谷 真 明

四條畷市監査委員 長 畑 浩 則

市議会からの請求による監査に係る監査結果報告の提出について

令和 7 年 1 月 4 日付で市議会から請求のあった件について、監査委員による監査を実施したので、その結果に関する報告を地方自治法第 199 条第 9 項の規定により次とおり提出します。

## 第1 市議会からの請求

### 1 請求書の提出

令和7年12月4日

### 2 監査及び監査結果に関する報告を求める事項

令和2年度から令和7年度までの間に執行された地域コミュニティ推進事務に係る地区交付金の交付及び会計処理に関する事務

### 3 請求の要旨

次に掲げる請求の要旨については、請求書面に添付された「議員提出議案第1号（令和7年12月定例議会）」の提案理由の一部を原文のまま記載している。

（1）第一に、地区交付金の支払いにおいて、市は本来の債権者である交付団体ではなく、自治会長個人の金融機関口座に対して支払いを行っている事例が18件存在した。そのうち10件は源泉所得税を控除して支払われている一方、残る8件は源泉徴収を行わず満額が支払われており、税務処理が統一されていない。同一制度に基づく支出であるにもかかわらず、個人への支払いについて給与・報酬扱いとして源泉徴収を行う場合と、行わない場合が混在していることは、行政運営上の公平性を欠くのみならず、税務・会計上、極めて不適切な取扱いである。

（2）第二に、地方自治法第232条の5が定める「普通地方公共団体の支出は債権者のためでなければこれをすることができない」との規定に反し、本来の債権者である団体ではなく、債権者以外の個人に対して支払いが行われていることは、債権者誤払いとして違法の疑いが強い。

（3）第三に、当該個人が市から直接支払を受けているにもかかわらず、団体からの支出があったかのように団体宛名義の領収証を作成・提出している事例が確認された。これは、団体が実際には支出していない金銭を帳簿上支出したかのように装うものであり、証拠書類としての真正性に重大な疑義が生じる。さらに、使途報告書が本来作成すべき交付団体ではなく、市職員により作成されていた事例も判明しており、団体会計の実在性が損なわれ、会計帳簿と証拠書類との整合性が失われ、監査可能性が著しく低下している。

(4) 以上のとおり、地区交付金の交付及び会計処理に関する事務には、①税務処理の不統一、②債権者誤払い、③架空計上の疑い、④証拠書類の非真正、⑤使途報告書の不適正作成、⑥団体会計の形骸化など、複数の不適正が生じている可能性が極めて高いと認められる。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づく監査

### 2 監査期間

令和7年12月9日から令和8年1月26日まで

### 3 監査対象課

市民生活部地域振興課（旧・市民生活部地域協働課を含む。）

### 4 四條畷市監査基準への準拠

請求に係る事務（以下「本件事務」という。）の監査は、四條畷市監査基準に準拠して実施した。

### 5 監査の着眼点

本件事務については、上記請求の要旨の内容を踏まえ、次の4つの点に着眼して監査を実施した。

（1）関係法令等に基づいて適正に執行されているか。

（2）支払いは正当な債権者のためのものであるか。

（3）受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

（4）事務事業に係る広報・広聴活動は適切に行われ、事務事業の趣旨は関係者及び市民に周知徹底されているか。

## 6 監査の方法

監査委員は、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象課に対し、関係文書及び関係資料の提出を求めるとともに、令和7年12月23日及び同月25日に本件事務の関係人に対して聞き取り調査を行った。併せて、本件請求を行った市議会に対し、関係文書及び関係資料の提出を求めた。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査委員が、本件事務について監査を行ったところ、次の事実等を確認することができた。

#### (1) 監査対象課について

地域振興課の主な所掌事務は、四條畷市事務分掌条例施行規則（令和6年規則第2号）において「コミュニティ活動に関すること」や「自治振興に関すること」などと、規則に規定しないが分掌する事務において「地域自治組織の長等で構成される組織との連絡調整に関すること」などと規定されており、本件事務を所管している。なお、地域振興課は、令和4年4月1日付け機構改革に伴い、産業振興課と地域協働課を統合して設置されており、令和2年度から令和3年度までの期間については、地域協働課が本件事務を所管していた。

#### (2) 本件事務の概要について

四條畷市地区交付金交付要綱（以下「本件交付要綱」という。）に基づき、四條畷市内で自治会長等により組織される団体が、地域コミュニティの推進や地域課題の解決に向けた事業等に要する経費に対し、市が予算の範囲内で地区交付金を交付する事務である。

市では、予算の執行及び補助金等の交付の申請、決定等の適正化を図ることを目的として、補助金等の交付に係る基本的事項を定める四條畷市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）を制定しており、第2条第1項第1号では、「補助金等」を「公益上必要があると認める事務又は事業に対して、補助金、助成金、交付金等の名称で予算の範囲内で交付するものをいう。」と定義しており、本件交付要綱においても、「この要綱で特に定めるものを除き、四條畷市補助金等交付規則に定めるところに

よる。」とされている。

### （3）四條畷市内で自治会長等により組織される団体等について

#### ① 地区会長協議会（以下「協議会」という。）

協議会は、構成員相互の連絡協調を密にし、親睦を図るとともに、地区住民の世論を把握し、市政の向上発展に協力することを目的として設置され、滝木間、畠中、川崎、塚米、楠公、雁屋、江瀬美、北出、二丁通、藤屋、中野本町・西中野、中野新町、東中野、清滝、岡山、砂、上田原、下田原、府営清滝住宅、美田及び緑風台地区の会長が構成員となり、役割として、住民の要望、意見等の聴取及び市への伝達等の業務を行うこととされている。また、四條畷市地区会長協議会会則第17条において、「本会の庶務は、四條畷市役所の地域コミュニティを所管する課において処理する。」と規定されており、団体事務局を地域振興課が担っている。

#### ② 田原台地区自治会連絡会（以下「連絡会」という。）

連絡会は、自治会相互の親睦を深め、地域社会における文化・福祉・生活環境を充実させ、明るい文化的な生活を築くために、地方自治行政と正しい協力関係を確立し、共通の問題解決に努め、住みよい街づくりの推進を図ることを目的として設置され、運営役員及び田原台地区の単位自治会（田原台1・2・3・4・5・6・7・8・9丁目、ルナ田原台6丁目、パークヒルズくすのき坂、パークヒルズくすのき中央及びさつきヶ丘）役員で構成され、各自治会の親睦・協調のため、定期に連絡会を開催し、情報交換を行う等の事業を行うこととされている。

#### ③ 逢阪地区について

市は、平成29年度に過疎高齢化に伴い区長選出ができない旨の文書を逢阪地区から受理している。同文書において、市から的一切の金銭的給付については原則辞退するものとし、併せて種々の地区からの役員選出等並びに社会福祉協議会等への金銭的支出はしない旨の記載があり、現在に至るまで記載内容に沿った運用がなされており、現状、協議会及び連絡会のどちらにも属していない。

#### （4）本事務の成り立ち等について

##### ① 昭和45年から令和元年度まで実施された区長制度について

市では、地域と行政のパイプ役を務める者として、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）により区長を特別職の職員で非常勤のものと位置づけ、報酬等を支給してきた。区長会の構成地区に、上田原、下田原及び緑風台を除く東部地区は含まれず、東部地区では区長制度は実施されなかった。これは、平成2年のパークヒルズ田原のまちびらき以降、新たに設立された自治会に対し、市は、区長の推薦を依頼したものの、「特別職の公務員として報酬を貰うと、行政と対等な立場での関係性を構築できない。」などの理由から、各自治会が区長を選出しなかったためである。平成15年度には、連絡会全体の方針としても、区長を選出しない旨の決定がなされている。

##### ② 区長制度の廃止について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、令和2年（2020年）4月1日から地方公務員法で規定される特別職の範囲が厳格化されることとなり、平成30年（2018年）9月ごろ、総務省から「地方公共団体と地区住民の連絡調整を行う「区長」など、勤務時間の把握が困難であるという理由のみで、特別職として任用することは適当ではない。」との見解が示された。これを受けて、市は、区長を特別職の非常勤職員と位置づけられなくなることから、区長制度廃止後の地域コミュニティ支援の在り方等について検討を始め、市職員及び四條畷市区長会から選出された区長で構成される区長制度検討会を令和元年5月31日に立ち上げた。

##### ③ 区長制度検討会での意見について

区長制度検討会での議論の結果、健康寿命の増進や就労年齢の上昇、地域の代表者としての種々の金銭的支出などの理由により、多くの自治会で会長のなり手が少なくなっている中、自治会長への金銭給付がなければ自治会長の後継者不足となる懸念があり、地域コミュニティの崩壊に繋がりかねず、自治会長への一定の金銭的給付は今後も必要であるという意見が大勢を占めたことから、市は、意見を踏まえ、自治会長に行政からの依頼事項などを地域に伝達することに対して

の報償費（謝礼）を支払う方向性での検討を進めた。

#### ④ 連絡会での意見について

法改正に伴い、西部地区の区長とこれまで区長を選出していなかった東部地区の自治会長の法令上の立場が揃うことになり、東西の整合性を図る必要があることから、市は、令和元年12月14日に開催された連絡会の会議に出席し、検討経過の報告を行った。連絡会からは、「田原台地区としては自治会長を無償でやっているので区長側も無報酬であるべき。」や「個人がもらうのではなく、自治会への補助金として欲しい。」などといった意見があり、市は、今後の方向性について、再度検討する必要が生じた。

#### ⑤ 地区交付金制度（案）について

市は、令和元年12月25日に開催された第4回区長制度検討会において、連絡会からの意見を踏まえつつ、単一の制度により、東西の地域コミュニティの支援を行うための方策として、本件事務の素案となる「（仮称）自治会長等連絡会及び田原台地区自治会連絡会それぞれの会あてに「交付金」を交付し、それぞれの会で交付金の使途を自由に決定する案」を提示し、意見交換を行っている。

前述の連絡会の会議出席から約10日という短期間で行われた制度設計について、関係人調査で確認したところ、連絡会での意見を踏まえて、当時の市長を交える形で府内協議を行い、最終的に「個人ではなく、団体（区長会に変わる団体及び田原台地区自治会連絡会）に対して補助や交付を行う制度はどうか。」という話になったとのことであった。

その後、市は、令和2年1月11日に連絡会に、同月14日に区長会に対して本案を説明し、今後進めていく方向性について、了承を得ている。

#### ⑥ 令和2年度以降の地域コミュニティ支援事業について

新たな地域コミュニティ支援制度を設計するにあたっては、特別職の非常勤職員として支給する「区長報酬」や個別自治会に、その活動を補助するため、地区の人口に応じた金額を交付する「地区補助金」等から構成される地域コミュニティ支援に係る令和元年度の原計予算額の範囲内で構築することとされ、区長報酬

等を廃止し、地区補助金を拡充するとともに、上記の経緯を踏まえ、四條畷市地区交付金制度が創設され、本件交付要綱が令和2年4月1日に施行された。

⑦ 四條畷市地区交付金の予算額について

令和2年度から令和7年度まで共通して1自治会あたり18万円の単価となつており、21自治会から構成される協議会は378万円、11自治会から構成される連絡会は198万円が交付上限額となつてている。

⑧ 本件交付要綱の改正について

本件交付要綱は、これまでに3度の一部改正が行われている。

ア 一部改正（令和2年11月2日施行）について

交付要綱第5条第2項として、「団体の代表者は、前項の申請に際し、あらかじめ交付金の交付先を指定することができる。」との規定を加える改正が行われた。この改正について、関係人調査で確認したところ、会計課から「本件交付要綱上、交付金を分けて支払うことができるともできないとも記載されていないので、そのような運用をするのであれば、代表者が指定した交付先に支払うことができることを明文化しておくことが望ましい」との指摘があり、要綱改正に至ったとのことだった。

イ 一部改正（令和3年4月1日施行及び令和3年6月30日施行）について

市全体の取り組みとして、法令等に基づくもの以外の押印手続きを可能な限り廃止する見直しが行われ、本件交付要綱についても、各様式から押印欄を削除する改正がなされた。押印廃止に伴う要綱改正は、請求書と請求書以外の様式で2回に分けて行われた。

（5）各年度の四條畷市地区交付金の交付状況について

① 協議会

四條畷市地区会長協議会会則第17条に基づき、監査対象課が、団体事務局として交付申請書等の文書作成や取りまとめ等を実施しており、協議会会長が決裁する起案文書により処理されている。また、地区交付金の使途や配分方法につい

では、協議会の定例会等において協議のうえ決定されている。

#### ア 令和2年度から令和4年度まで

協議会は、地区の実情に応じた使途とすべく、構成員である各自治会長に対して、「構成員個人として受け取る（地域と行政との連絡調整としての役割に供する費用）」か「地域自治組織として受け取る（自治会における諸活動に要する費用）」かのどちらにするかについて、振込先を確認する書面（地区交付金に係る回答票兼口座振込依頼書）の提出を求めたうえで、交付申請書を作成し、市へ提出している。市は、交付決定後、協議会が指定した21口座に直接振り込んでおり、自治会長の個人口座に支払う場合について、一律に所得税の源泉徴収を行っている。

地区交付金を個人口座に支払う場合の源泉所得税の取り扱いについては、令和2年1月に門真税務署に協議した記録が残されており、門真税務署からは「形式がどうであれ、結果として交付金が個人に交付されるならば、実質的な収入とみなすのが相当であることから、収入として認定し、源泉徴収をすべきものである。」との見解が示されている。

#### イ 令和5年度から令和7年度まで

協議会は、地区の実情に応じた使途とすべく、構成員である各自治会長に対して、事前に「構成員個人口座（地域と行政との連絡調整としての役割に供する費用）」か「自治会口座（自治会における諸活動に要する費用）」かのどちらにするかについて、振込先を確認する書面（地区交付金に係る回答票兼口座振込依頼書）の提出を求めたうえで、交付申請書を作成し、市へ提出している。市は、交付決定後、協議会が指定した21口座に直接振り込んでいるが、自治会長の個人口座に支払う場合について、所得税の源泉徴収が一律に行われておらず、源泉徴収しているケースとしていないケースがあることが確認された。

令和4年度までと異なる源泉徴収の取り扱いについては、令和5年6月に課内で協議した内容が記録されており、「地区会長協議会の地区交付金については、交付額が全地区18万円であることから、基本は、個人口座へ振り込む場合においても、源泉徴収しないものとする。ただし、個人口座へ振り込みを希望される会長において、源泉徴収を希望される場合は源泉徴収をするものとする。」

との結論に至っている。このことについて、関係人調査で確認したところ、源泉所得税の取り扱いについて、門真税務署に改めて確認したが、やはり個人の口座に振り込まれる場合は、所得税の課税対象となる可能性があるとの見解だったため、個人口座への振り込みを希望した自治会長に対しては、確定申告をする予定があるかどうかを確認し、予定がある場合は、確定申告するため源泉徴収しない、予定がない場合は、これまで同様市が源泉徴収を行うという運用に変更したことであった。

関係人調査終了後、監査委員は、この源泉徴収に係る運用変更に関し、門真税務署の当時の見解について、より詳細な記録の提出を監査対象課に対して求めた。その結果、令和6年5月に門真税務署から「交付金が個人の口座に振り込まれる場合はこれまでどおり所得税の課税対象になる」ことに加え、「市が源泉徴収していることについては、そのままで問題ありません。現時点では、協議会が源泉徴収義務者として登録し、地区交付金に係る源泉徴収をする必要はありません。」との回答があったことを確認した。

なお、令和7年度については、監査実施時点において、実績報告書が監査対象課に提出されておらず、交付確定には至っていない。

各年度の支払先口座の内訳（協議会）

	個人口座	自治会口座	合計
令和2年度	18件	3件	21件
令和3年度	19件	2件	21件
令和4年度	18件	3件	21件
令和5年度	18件	3件	21件
令和6年度	18件	3件	21件
令和7年度	16件	5件	21件

## ② 連絡会

### ア 令和2年度から令和4年度まで

連絡会は、自治会の加入者数で按分した金額を、自治会における諸活動に要する費用として、各自治会の団体口座に振り込むように指定し、交付申請書を

市へ提出している。市は、交付決定後、連絡会が指定した11口座に指定された金額を直接振り込んでいる。

#### イ 令和5年度から令和7年度まで

連絡会は、令和4年度から企画・開催している「TAWARA fes.」の運営資金として交付申請書を市へ提出している。市は、交付決定後、交付決定額を一括で連絡会の団体口座に振り込んでいる。

なお、令和7年度については、監査実施時点において、実績報告書が監査対象課に提出されておらず、交付確定には至っていない。

## 2 監査委員の判断

以上の事実関係の確認に基づき、監査委員は次のように判断する。

### (1) 「議員提出案件第1号（令和7年12月定例議会）」に記載される事項について

#### ① 請求の要旨（1）について

監査対象課は、協議会の団体事務局を担っていることから、地区交付金を自治会長に分配する協議会の立場で源泉徴収を行うことが考えられる。その際、同じ性質の同額の支払いであれば、その後に確定申告の予定があるかどうかにかかわらず、一律に源泉徴収することが適切である。しかしながら、本件では、協議会の団体口座を経由せずに、市が直接個人口座に支払う際に源泉徴収が行われているため、これを協議会として行った源泉徴収とみなすことはできない。市は、あくまで協議会に対して地区交付金の交付を決定し、協議会が指定した口座に地区交付金を支払っており、個人に支払いをしている訳ではないことから、市に源泉徴収義務はないと思われ、この取り扱いは適正とは言えない。

#### ② 請求の要旨（2）について

地方自治法第232条の5第1項では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」と規定されている。これは、これまで債権者以外の者に対して支出することができないとされ、委任を受けた者に対する支払いの可否が問題とされていたところ、昭和38年の改正により、「支払いの効果が債権者に及ぶように」との意味で「債権者に対して」よりも「債権者の

ため」という広い表現が用いられたものである。

また、四條畷市財務規則（昭和39年規則第313号）第40条第1項では、「支出命令者は、支出命令をするときは、法令、契約等の定めに違反していないか、予算の目的に反していないか、配当した歳出予算の額を超過することがないか、会計年度、支出金額及び支出科目を誤っていないか、債権者を誤っていないか、請求書その他の証拠書類は完備しているか等を調査し、支出命令書によりこれをしなければならない。」と規定されている。

本件事務については、本件交付要綱第5条第2項の規定により、団体の代表者は交付金の交付先を指定することができるとされており、市は、この規定に基づき、協議会や連絡会が指定した口座への支払いを行っている。市は、債権者の指示に従い、債権者と異なる名義の口座に支払っており、債権者のために支出しているものと認められる。よって、これ自体が地方自治法や四條畷市財務規則に抵触するものではないと解する。

### ③ 請求の要旨（3）について

上記2（1）②に記載したとおり、市は、債権者である協議会や連絡会に交付金を支払っており、その際、団体の指示に従い、債権者と異なる名義の口座に振り込みを行っている。このことから、本来、市が団体に交付金を支払い、団体が交付金を自治会長や自治会に分配するところ、団体内の事務手続きの簡素化のため、団体が自治会長の個人口座や自治会の口座を指定していることが実態として認められる。よって、団体の構成員である自治会長やその自治会は、あくまで団体から交付金の一部を受け取っているものであり、団体あての領収証を作成し、団体へ提出することは当然と思われる。

また、協議会に関しては、監査対象課が団体事務局を担っていることから、協議会会長の指示のもと、団体の立場で市職員が書類を作成すること自体を不当ということはできない。しかし、団体事務局として振込先を確認する書面（地区交付金に係る回答票兼口座振込依頼書）の回答先を協議会会長あてではなく、市長あてとするなど、監査対象課が市の立場と団体の立場を、明確に使い分けられていたかどうかについては疑問が残る。源泉徴収を協議会の立場ではなく、市として行っていることも含め、市の事務と団体事務局事務を、事実上一体のものとし

て捉えていたものと推察される。

## (2) その他の論点

### ① 地区交付金の交付方法

監査対象課は、上記第3中1（5）①に記載したとおり、本件事務に係る源泉所得税の取り扱いについて、これまでに2度、門真税務署と協議を行っており、協議事項を踏まえて、源泉徴収を行っている。その内容からみると、門真税務署は、団体に対する交付金制度ではあるものの、協議会の団体口座を経由することなく、市から直接個人口座に振り込まれていることから、実質的に市から個人への給付にあたり、市に源泉徴収義務が生じると解釈したものと考えられる。つまり、団体が市に対して交付金の交付先を指定する行為は、形式的なもので、実質的には意義がないものと判断されたことになる。

門真税務署という第三者からみて、本件交付要綱の規定による個人口座への支払いが「実質的に市から個人への給付」とみなされた理由には、やはり、団体の口座を経由せず、市から直接個人口座に振り込まれる形式によるものであることは間違いない、多くの市民も同様に受け止めることになるものと思われる。団体の依頼に応じて、団体への交付金を、団体以外の名義の口座に振り込むことだけをもって、地区交付金制度を違法・不当な制度であるとまでは言えないが、本件交付要綱第1条に定めるように、「地域コミュニティの推進や地域課題の解決に向けた事業等」を支援する制度である以上、現在の形式のままでは、市民からの理解は得られにくい。そのことは、市民の代表たる市議会が本件事務に疑念を抱き、地方自治法第98条第2項に基づく監査を求めたことからも明らかである。

やはり、市としては、債権者の団体口座へ振り込むか、債権者以外の名義への振り込みを認める場合でも、構成自治会の団体口座など個人口座以外の口座に振り込むべきものと思われる。ただし、これは地区交付金が、自治会長の役務の提供の対価や地域の代表者としての交際費等に充てられてきたこと自体を否定するものではない。それぞれの自治会において、話し合いの結果、このような使途を認めるのであれば、自治会活動の円滑化や自治会長を担う人材を継続的に確保することに寄与するものと思われる。

## ② 協議会の団体事務

監査対象課では、本件事務を所管する立場での業務と交付先団体である協議会の団体事務局としての業務が一体的に行われ、特に事務処理の中間段階においては、書面上でもそれぞれが混在してしまっているように見受けられた。

市が、負担金、補助及び交付金の交付先団体の団体事務を行う場合には、各々の立場での事務処理が一部局、さらには一職員で完結することになりかねず、特に留意すべきである。このような場合、該当する事務については市職員が関わらず、団体で事務処理するように改めるか、それが困難な場合でも、適正な牽制が働く仕組みを設ける必要がある。また、交付先団体が市から受領後に分配する前提であるのであれば、分配先が債権者となるような制度に変更することも考えられ、本件においても、このような取り扱いの見直しが求められる。

## 3 監査委員による結論

### （1）これまでの支出について

市が、協議会や連絡会に交付する地区交付金を自治会長の個人口座や個別自治会の口座に振り込んでいたことは、第三者に誤解されやすい制度ではあるものの、違法とまでは言えず、令和2年度から令和7年度までに支出した交付金について、遡及して措置を執る必要はない。

市が源泉徴収し、納付した所得税については、本来、市に源泉徴収を行う権限がないのであれば、国に対して返還を求めることが考えられるが、市が源泉徴収することを門真税務署が認していること、その後の確定申告等により税務上の処理が完結していると推量できることから、この点についても特段の措置を講じる必要はない」と判断する。

### （2）今後の地区交付金制度について

現在行われている市から個人口座へ直接振り込む方法については、本件交付要綱の規定に基づくものであるとはいっても、誤解を招きやすく、今後は、上記2（2）①に記載したとおり、協議会または連絡会名義の口座へ振り込むか、個別自治会の口座に限り、団体の指定した口座への振り込みを認めることが適切である。

また、東西の自治会の考え方の違いを踏まえ、地域の実情に応じた自主的、自立

的な地域コミュニティの活性化などに活用することを目的として、比較的自由度の高い制度となった地区交付金の趣旨に照らせば、地域コミュニティ活動の主体たる団体に直接交付することが望ましいため、地区補助金と同様に、個別自治会に直接交付する制度に改め、自治会組織を事業・運営の両面から支援する制度として再構築することも考えられる。

なお、協議会や連絡会が単なる自治会長の協議体に留まらず、独自活動をする場合には、地域コミュニティ活動の主体とみなすことができるので、これまで同様団体に交付することも可能と思われる。ただし、その場合には、団体を構成する個別自治会においても、使途について一定の合意形成が図られる必要があると考える。

#### 4 監査委員の意見

監査委員の判断及び結論は、以上のとおりであるが、今回の監査報告に添えて、次のとおり意見を申し述べる。

自治会等による市民の自主的かつ公共的な活動（コミュニティ活動）は、地域の一体性を高め、市民の暮らしの質を向上させるために大いに寄与するものであり、市が自治会等との良好な関係を維持し、その活動を支援することは必要不可欠である。このことから、市が、自治会等が行う事業やその運営に要する費用の一部を補助することは、公益上の必要性が認められる。関係人調査において監査対象課から、東中野地区の自治会長が不在となっていること、他の地区についても、人口が少ない地区を中心に、後継者についての懸念や資金不足の課題感を感じているとの説明があったことからも、市が実施する地域コミュニティ推進事業の重要性はより一層高まっていくものと思われる。

地区交付金制度は、地域の実情に応じて、運営経費にも事業経費にも充てができる柔軟な資金を提供するという特徴を持ち、自治会の自主性を重んじた制度であることが窺える。しかしながら、その自由度の高さが利点である反面、各団体内で合意形成が図られたうえで、自治会の構成員である市民の理解を得て、使途を決定するのでなければ、その効果を十分に発揮することはできないと考えられる。また、自治会での議論が活発に行われるよう自治会役員と自治会員の信頼関係が構築されていることも不可欠である。

この観点からみると、市は自治会の自主性を尊重する必要がある一方、地区交付金

制度について、自治会の構成員である市民の理解を得られるように努める必要があったと思われる。このことについて、関係人調査で確認したところ、市としては、広報や市民向けの説明資料の作成は行わなかったとのことであった。自治会の自主性を尊重する観点から、「自治会長が自治会内で行う活動に介入することになってはいけない。」という考え方も理解できるが、区長制度の廃止に伴い、市が新たな施策として財政出動を伴う制度を設けたのであるから、少なくとも予算の説明責任として、市民に向けた周知・広報を行うべきだったと思われる。また、自治会長がそれぞれの自治会員に説明することを想定するのであれば、その説明を補助する目的で、自治会長に何らかの資料を提供するようなことも考えられたのではないだろうか。

コロナ禍にあったとはいえ、このような手段がとられないまま制度がスタートし、第三者から見て、市が自治会長個人に給付を行っているように受け取られかねない外形が生じていることは、市民の理解を得づらく、ひいては自治会長と自治会員との信頼関係を低下させ、今後の自治会活動に悪影響を与えるのではないかと危惧せざるを得ない。

今後、市が自治会と連携し、その支援・協働活動を行う際には、自治会員である市民の理解が得られるよう、そして、円滑な自治会活動に資するよう、適切な情報提供や説明を行うことを強く要望する。